

1. 議事日程（第19日目）

日程第 1 総務常任委員長報告

1. 議案第44号 上天草市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
2. 議案第50号 平成25年度上天草市一般会計補正予算（第1号）（所管部門）
3. 議案第51号 財産の無償譲渡について
4. 陳情第 6号 葬斎場建設の中止を求める陳情書

日程第 2 経済建設常任委員長報告

1. 議案第45号 上天草市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
2. 議案第50号 平成25年度上天草市一般会計補正予算（第1号）（所管部門）

日程第 3 文教厚生常任委員長報告

1. 議案第46号 上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
2. 議案第47号 上天草市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
3. 議案第48号 上天草市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
4. 議案第49号 上天草市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
5. 議案第50号 平成25年度上天草市一般会計補正予算（第1号）（所管部門）

日程第 4 議案第50号 平成25年度上天草市一般会計補正予算（第1号）

日程第 5 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 6 同意第 2号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 7 議案第52号 上天草市一般職の職員等の給料の臨時特例に関する条例の制定について

日程第 8 議案第53号 あらたに生じた土地の確認について

日程第 9 議案第54号 字の区域の変更について

日程第10 同意第 3号 上天草市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第11 同意第 4号 上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第12 発議第 3号 上天草市議会議長等の議員報酬の特例に関する条例の制定について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(18名)

議長	堀江 隆臣				
1番	嶋元 秀司	2番	切通 英博	3番	平田 晶子
4番	何川 雅彦	5番	田中 辰夫	6番	宮下 昌子
7番	西本 輝幸	8番	高橋 健	9番	小西 涼司
10番	島田 光久	11番	新宅 靖司	12番	田中 万里
13番	園田 一博	14番	桑原 千知	15番	渡辺 勝也
16番	田中 勝毅	17番	津留 和子		

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	川端 祐樹	副 市 長	尾上 徳廣
教 育 長	鬼塚 宗徳	総 務 企 画 部 長	坂中 孝臣
市 民 生 活 部 長	大谷 達巳	建 設 部 長	楠本 金生
経 済 振 興 部 長	川端 義孝	教 育 部 長	寺本 正和
健 康 福 祉 部 長	静谷 正幸	市 長 公 室 長 兼 総 務 課 長	舛本 伸弘
会 計 管 理 者	井上 和男	水 道 局 長	緒方 雅文
財 政 課 長	坂田 結二	上 天 草 総 合 病 院 事 務 次 長	尾崎 忠男

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	山下 正	局 長 補 佐	原田 和久
参 事	小松野洋己		

開議 午前10時00分

○議長（堀江 隆臣君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日、議会運営委員会が開催されましたので、その報告を求めます。

議会運営委員長。

○**議会運営委員長（何川 雅彦君）** おはようございます。

本会議に先立ちまして議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

審議事項は、追加議案5件の取り扱いです。その内容は、市長提案のあらたに生じた土地の確認についてと字の区域の変更についての議案2件、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての同意2件、及び上天草市議会議長等の議員報酬の特例に関する条例の制定についての本委員会からの発議1件でございます。総務企画部長並びに事務局長からの提案理由などの説明を受け、慎重に審議いたしました結果、本日の本会議で審議、採決することに決定いたしましたので、御賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○**議長（堀江 隆臣君）** ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（堀江 隆臣君）** 異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり決定いたしました。本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1 総務常任委員長報告

○**議長（堀江 隆臣君）** 日程第1、総務常任委員長報告。

先日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託いたしました議案第44号、上天草市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外3件を議題といたします。

総務常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長。

○**総務常任委員長（桑原 千知君）** 皆さん、おはようございます。

総務常任委員会委員長の報告をいたしたいと思います。

さきの本会議において総務常任委員会に付託を受けました案件について、去る6月17日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案第44号、上天草市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、少子高齢化が進む中、各分団において消防団員の定数確保は喫緊の課題であることから、消防団員の資格要件に本市に勤務するものを追加し、今後の定数確保に努めてまいりたいとの提案理由を考慮して、慎重に審査いたしました結果、本件につきましては、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第50号、平成25年度上天草市一般会計補正予算第1号の所管部門でございますが、まず総務企画部所管について、委員から企画費のコミュニティ助成事業補助金250万円につ

いて、自治総合センターの助成金を活用して事業を行うとのことだが、本事業の詳細な説明をお願いしたいとの質疑があり、執行部から集会施設やコミュニティ活動備品の整備等に対して助成を行い、地域コミュニティ活動の充実強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するために設けられた補助金であり、今回の樋島地区コミュニティ交流促進事業は、樋島六地区会からの申請を実施するものである。平成25年4月10日付で交付決定を受けたところであります。事業内容については、樋島六地区会の地域活動を実施するにあたり、備品の老朽化や不足等が認められることから、本事業を活用して整備を行うものとの答弁でありました。

これを受け、委員から、助成の対象となる団体や事業主体、補助の上限について伺いたいとの質疑があり、執行部から、政令市を除く市町村や広域連合、一部事務組合、協議会等が助成対象団体となる。一般コミュニティ助成事業に該当する今回の事業実施主体は、市町村が認めるコミュニティ組織であること、また助成金の額は100万円から250万円までと定めてあるとの答弁でありました。

これを受け、委員から、今回のような事業を行う地域であればどこでも対象となるのか、また単年度事業ではなく次年度以降も継続して行われる事業なのかとの質疑があり、執行部から、コミュニティ活動を行うものであれば対象となり、事業期間としては単年度事業となる。断言はできないが、今後も継続するのではないかと思われる。また、国や県にこの事業以外にもコミュニティ活動が活性化するような助成制度があることから、積極的に活用していただくためにも、各団体に対して周知を行ってまいりたいとの答弁でありました。

これを受け、委員から、それぞれの地区や団体が厳しい財源の中で運用しているため、地域コミュニティ活動が活性化するような助成制度についての周知徹底をお願いしたいとの要望がありました。

また、委員から、移住交流による地域活性化支援事業200万円について、次年度以降も継続して行う予定なのか、若い女性をターゲットにしているということだが、周知方法について伺いたいとの質疑があり、執行部から、事業主体である観光協会は、次年度以降も3回から4回程度施策を実施する意向である。観光協会会員の宿泊施設や飲食店商業施設等にパンフレット等を置いて周知を行っていきたいと伺っている。市として取り組めるものに関しては、協力してまいりたいとの答弁でありました。

これを受け、委員から、若い女性がターゲットであれば、ソーシャルネットワーキングサービス等を積極的に活用した周知方法も一つの手段であり、参加者の情報発信が口コミで広がり、次年度以降の取り組みにもつながるのではないかとの提案がありました。執行部から、有用な周知方法と思われるため、観光協会にお伝えするとの答弁でありました。

次に、市民生活部所管についてでございます。

委員から、地域環境保全対策費補助金事業250万円について、本市の例年の課題として認識している海岸漂着物等の対策費として、25年度、26年度で2,900万円の予算が確保できたことは大変評価している。しかしながら、荒瀬ダムの撤去が本格的になれば、梅雨時期等の流木や漂

流物の影響が今より深刻化するのではないかと懸念する。この問題は、本市だけの単独事業では抜本的な解決には至らないため、本年開催される豊かな海づくり大会を機に、不知火海の環境問題を取り上げるよい機会だと捉え、環不知火海沿岸の自治体と協力し、地域連合として今後の予算確保に向け、国や県に対し強く要望する必要があるのではないかとこの質疑があり、執行部からは、昨年は天草地域振興局を訪問し、問題解決に向けた協議を行ったところであり、県が管轄する保全区域外においても、率先して十分な対応ができるよう、引き続き要望していく所存である。いずれにしても、漂流物に関して関係自治体は非常に深刻な問題として受けとめていることから、漁業を営む方々が安心して仕事ができるよう、一丸となって抑制に取り組むべきものと認識しているとの答弁でありました。

これを受け、委員から、この流木問題については、来月開催される城南7市の議長会でも取り上げ、対策について協議を行うこととしている。行政側としても、このタイミングで要望活動は非常に意味があるものと考えます。諫早湾やノリの問題が全国的にも注目される有明海に比べ、不知火海に対する環境分野の予算は格段に低いことから、この現状を国や県に訴え、理解を得られるような働きかけをぜひお願いしたいとの要望がありました。

以上のような慎重審査を経まして、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号、財産の無償譲渡についてでございますが、本会議の質疑においても取り上げられました本件につきましては、旧上北小学校教員住宅の解体費用が建物の資産価値を大きく上回るため、経費削減の観点から無償譲渡を行うという主旨を考慮し、慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第6号、葬斎場建設の中止を求める陳情書についてでございますが、委員からまず陳情書を受け、執行部として取り組んだことと事業主や地域住民との話し合いがどのような状況であるのか説明願いたいとの意見があり、執行部から、財政状況が厳しい中、自主財源確保のため、市所有の売却を推進しており、今回の物件に関しても、4月5日大矢野庁舎2階庁議室において一般競争入札を実施し、4月10日に契約を締結したところである。その後、建設中止を求める陳情書が提出されたことから、5月24日に行われた開業予定者の説明会に出席し、質問や意見を拝聴したところとの答弁でありました。

これを受け、委員から、執行部の説明では不十分な点が見受けられるため、説明会に参加した立場から補足説明を行い、意見を述べさせていただきたいとの申し出がありました。建設に反対の住民の意見として、建設予定地は住宅用の土地として活用すると聞いていたため、国道266号改良に伴う住宅移転を承諾した背景があること、市は葬斎場が建つと知っておいて売却したのではないかということ、市は何が建つのか確認せずに売却したことに関して、市に対する強い不信感と社会的な責任を求められている。また、事業主側としては、用地取得が完了したことで、建設に向けた準備を進められており、既に相当額の投資をしているため、建設を中止できる状況ではないとのことである。議会としては、建設を差しとめる権限はなく、事業主側に強く要請でき

る立場でもないため、陳情書の内容に答えることは非常に厳しい状況である。しかしながら、陳情が出された以上は、議会、執行部ともにしっかりとかわっていかなくてはならないため、継続審査として今後の経緯を見守ることが懸命ではないかとの意見でありました。

また、委員から、執行部は市所有を売却して、このような問題が発生した事実を真摯に受けとめ、地域住民と事業主双方が納得するような協議を進めていただきたいとの要望がありました。

葬儀は、死者に対し、思慕哀惜の意を表す人間社会にとって、極めて重要な告別の儀式であるが、その反面、人間が恐怖感を持つ死という事態に直面する非日常的な行事である。本来、非日常的な行事である葬儀が日常的にとり行われることとなれば、周辺住民にとっては常に緊張感を強いられることになる。このような葬斎場の性格を考慮すれば、建設については格別の配慮が必要であると考えられる。

以上のような考えを私も述べさせていただき、最終的にお諮りした結果、この件に関しては継続審査とすることに決定いたしました。

以上が委員会で審査した主な内容でありますので、よろしく御審議いただき、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

なお、総務常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定をいたしましたことを御報告申し上げます。委員長報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

10番島田君。

○10番（島田 光久君） 陳情第6号の葬斎場建設の中止の継続審査という委員長の報告でありました。葬斎場建設反対で地区民から陳情が上がってきているということで、結局、これを継続——。反対も賛成もできないのが、議会と結論を出せないのが本当だと思うんです。ここで継続としても、建てられる方は着々と進めていかれるのではないかという感じがします。だから、議会の効力もない面もあると思うので、継続でいいのかなという感じがするんですけども、その辺はどうですか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 今、島田議員が言われたことは、委員会の中でもそれに類するような意見が出ました。ただ、結果的に私が今、委員長報告したとおりに、これをどっちにするにしても、判断としては、こういう結果にしかならないということで、今言われる事業主自体は多分これを継続しても進めていかれると思います。ただ、委員長報告にありましたけれども、やはり執行部としても、地域住民も含めて、何らかのお願い等あたり、また理解を得られるような努力はする中で、また違う方向が出れば、この継続審査自体はいいのではないかなと、私は個人的に思った中で、こういう意見を申させていただきました。わかりますか。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 委員長の言われることは十分わかります。でも、陳情を上げられた

地区民の人がこれで理解されるかという点、心配な面が一つあります。その点で、継続でよかったのか、それとも、議会として判断できないということで、何らかの措置をするとか、方法としてあるのではないかと思うんだけど、継続と総務で決められたならそれでいかれると思うんですけど、地区民に対しての今後の対応はどうされるのですか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 重複しますけれども、仮に継続を否決した場合は、議会の責任がどういう形になるものか。採決した場合、今度は反対した人たちの気持ちもと、もうこれは何とも言えない。こういう結果にしかならないと思いますけれども。

以上です。

○10番（島田 光久君） わかりました。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

6番、宮下君。

○6番（宮下 昌子君） 私もこの陳情についてちょっと質問しますけれども、継続ということで出されましたが、現場を委員会として、どういう場所か、どういうものかというのを私は現地を実際に見ていただいたほうがよかったのではないかと思いますけれども、その辺のことはどうだったのでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 委員会としては、現場を見るとかどうのこうのという意見は出ませんでしたけれども、私の委員長としての思いとすれば、事前にこういう反対陳情が出たということで、やはり、今、島田議員が言われるような、当然、議員としては市民のそういった話自体が入ってくるわけです。その中で、ここで見られる中で判断されたと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○6番（宮下 昌子君） 委員会として現場は実際踏査はしなかったけれども、各委員がそれぞれで現場をちゃんと見て、判断されたということですか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 私はそう思っているんですけども、ただ、先ほど言いましたように、この問題が法的な部分を含めて考えたとき、そこまで踏み込んでいいのか悪いのか、これは個々の判断でございますので、委員会としてはこういう結果の報告をさせていただいたわけでございますので、その辺は私としましては今以上の答えは出ません。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○6番（宮下 昌子君） 一応、継続ということでされましたけれども、これは市にも陳情が上がっていると思います。それで、これは私自身も法的にどうこうというのはなかなか難しい問題ではあると思いますけれども、こういうものに関しては、建設業者も住民もどちらも同じ上天草市民ですし、こういう問題が発生した場合は、お互いに歩み寄って話し合いをするしかないと思います。これまで何回か話し合いもされておりますが、ぜひその辺は市も直接きちんとか

かわって、市が間に立って、お互いに歩み寄れるようにするべきではないかなと思いますので、委員会としてもそのように、執行部のほうには、継続ということですので、また改めてお願いしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これで委員長報告を終わります。

議案第50号、平成25年度上天草市一般会計補正予算第1号を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

それでは、順次採決を行います。

まず、議案第44号、上天草市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第51号、財産の無償譲渡についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、陳第情6号、葬斎場建設の中止を求める陳情書を採決いたします。

本件に対する委員長報告は継続審査です。委員長報告のとおり継続審査をすることに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

日程第2 経済建設常任委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 日程第2、経済建設常任委員長報告。

先日の本会議におきまして、経済建設常任委員会に付託いたしました議案第45号、上天草市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について外1件を議題といたします。

経済建設常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（園田 一博君） 改めまして、おはようございます。

経済建設常任委員長の報告を行います。

さきの本会議において経済建設常任委員会に付託を受けました案件について、去る6月14日金曜日に委員会を開き、全委員出席のもと、現地踏査及び審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

現地踏査は、議案第50号、平成25年度一般会計補正予算に計上されている大矢野町中地区の生産総合事業補助金を活用した集出荷貯蔵施設の建設予定地を天草農業共同組合から4名出席いただき、現地確認を行いました。その後、庁舎に帰り、10時30分より審議に入りました。

まず、議案第45号、上天草市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、占用料徴収の対象となる占用物件を追加し、関係法規の整備を図るための条例の改正であり、異議なく原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第50号、平成25年度上天草市一般会計補正予算第1号の所管部門について報告します。

農林水産業費では、漁港建設費において、大矢野地区、松島地区及び大道地区の漁港整備の完成の予定年度はとの質疑があり、担当課長から、大矢野地区の貝場漁港及び松島地区の干切漁港については、平成26年度に完成予定です。また、大道漁港の葛崎地区については、平成27年度に完成予定ですとの答弁がありました。

水産振興費では、海岸漂着物の地域対象についての質疑があり、担当課長から、農林水産費中の施設管理費に100万円、水産振興費に300万円を海岸漂着物地域対策として計上していますが、昨年のような災害が発生すれば、漂着物の処理費用は不足します。また、災害規模が大規模となれば、災害対策費としての対応となりますとの答弁がありました。

委員から、仮に昨年のような災害があった場合、国や県に対し早急な災害対策を講じるよう要望する準備はできているのかとの質疑があり、担当課長から、昨年の災害を経験していますので、本年度以降において、仮に災害が発生した場合は、国や県と連絡を密にとり、昨年以上の迅速な対応は可能と思われまるとの答弁がありました。

また、委託先の決定方法と契約方法についての質疑があり、担当課長から、地元の土木請負業者を選定し、見積書による随意契約にて対応しますとの答弁がありました。

商工費では、地域づくり夢チャレンジ推進事業の補助を活用して、トレッキングコースやオルレのPR活動に力を入れているが、オルレコースでは今までにどのくらいの訪問者数と宿泊者数があったのかとの質疑に、担当課長から、昨年2月のオルレ認定から本年3月までの訪問者数は、

韓国からの280名を含めて1,370名で、韓国からの訪問者はツアー客で、全て市内宿泊となっています。なお、個人で訪問される人数は把握していませんので、この数値より実際の訪問者は多くなると思われますとの答弁がありました。

委員から、交通手段の充実や宿泊施設などの受け入れ態勢は整っているのかとの質疑に、担当課長から、今後さらにトレッキングコースがある地域の方々や宿泊施設などと常に情報共有を行いながら、交通アクセスの充実や宿泊施設などの受け入れ態勢の充実を図り、訪問者やリピーターの増加を目指しますとの答弁がありました。

次に、土木費では、道路維持や補修工事などの優先順位についての質疑があり、担当課長から、緊急を要する箇所を優先的に工事計画を立てて取り組んでいますとの回答があり、委員から、住民の方から道路改良などさまざまな要望があると思うが、例えば危険箇所や通学路及び交通量の多い市道を優先して工事を行うといった指針を定めて取り組んだほうがいいのではとの質疑があり、担当課長から、道路維持や補修など、優先順位を定める要綱の作成を検討し、今後取り組んでいきますとの回答がありました。

本件につきましては、以上のような質疑を経て、慎重審査の結果、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上が当委員会における審査の経過並びに結果であります。よろしく御審議いただき、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

なお、経済建設常任委員会として、閉会中の継続審査、調査の申し出をすることを決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これで委員長報告を終わります。

議案第50号、平成25年度上天草市一般会計補正予算第1号を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

それでは、議案第45号、上天草市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第3 文教厚生常任委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第3、文教厚生常任委員長報告。

先日の本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第46号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について外4件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 勝毅君） おはようございます。

文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、去る6月13日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果につきまして御報告を申し上げます。

まず、議案第46号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、執行部より平成25年3月31日現在で国保加入率33.89%、人口3万647人うち被保険者1万385人。66.11%は、国保以外の健康保険に加入している。国民健康保険は国保以外の健康保険、被用者保険等の支援を受けながら運営をしている。今回の改定については、国民健康保険会計の医療費の増減に基づき、被保険者が保険料である税を公平に負担していただくための改定であると補足説明がありました。

委員より、税率改定については賛成できるが、国保税が高いという市民の意見や滞納者もいる。税が上がれば、さらに滞納がふえる可能性があり、現在の収納対策では不十分だと思われる。市民への説明責任があるので、今後の取り組みについて案があるのかとの質疑があり、執行部より、上天草市の徴収率は県内14市中10位となっている。国保税の滞納は現年、過年合わせて約4億円あり、市税も同じだが、年度が古くなれば古くなるほど徴収に時間、労力を割いても、なかなか入ってこない部分が多いため、平成23年度から新規滞納者をふやさないよう防災無線や納税通知書により、納期内納付についての周知、また新規滞納者宅への電話催促等を行い、徴収率が平成23年度決算は91.1%だったが、平成24年度は92.2%になる見込みである。今後も続けていきたいと考えている。ただ、それでも県下では徴収率が低いため、現年度滞納者であっても延滞金を徴収するなど、納期内に納付されている方と納期を過ぎてから納付された方との不公平感をなくすため、厳しく徴収を行う必要もあると考えている。平成25年度中には延滞金に関する減免の要綱を作成し、要綱に該当しない場合は徴収するシステムの構築を考えているが、それでも納付されない方については、今まで同様に差し押さえを行っていきますとの説明がありました。

委員より、今回の改定は地方交付税の一本算定替えにより一般会計からの繰り入れができなくなるため改定したのではないかとの質疑があり、執行部より、平成31年度には交付税が一本算定になり一般会計の財源が不足し、繰り入れが困難となるため、定期的に税率を見直していくと

いうことで上程したとの説明がありました。

また、委員より、現在の経済状況は収入が減る中で、税などの負担がふえ、改定により加入者はさらに厳しくなると思われるため改定について反対であるが、国保の財源は不足しているため、病気の予防やジェネリック医薬品の推進など、医療費が下がるような取り組みをしていただきたいとの意見があり、執行部より、特定健診の受診率は低いが、その中でハイリスクの方を対象に二次検診を行い、重症高血圧などの疾患の方は平成18年度は45%、平成22年度には31%と重症化予防、保健指導等を行い、少しずつ改善してきていると思われるとの説明がありました。

そのほか、委員から、国保以外の健康保険から支援、一般会計からの繰り入れなど、国保会計の状況について、国保加入者にもっと周知すべきではないかとの意見がありました。

以上のように慎重審査を行いました。反対意見がありましたので起立採決を行い、賛成多数で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議案第47号、上天草市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員より、この統合に関する地域や保護者からの意見について質疑があり、執行部より、説明会の進め方としては、保護者の意見を重視し、どういう条件が整えば統合できるのかについて話し合い、保護者が統合を了承された後、地域の方に保護者の了承が得られた旨の説明を行っている。教良木については、途中から地域の方にも説明会に入っただき、小中学校統合の了承を得られている。今津校区、阿村校区についても同じような説明を行っているが、今津小学校については了承が得られなかったため、今回は中学校のみの提案となっているとの説明があり、委員会では全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第48号、上天草市公民館条例の一部を改正する条例の制定については上天草市今津公民館の地番変更に伴う改正であり、本会議で詳細な説明がありましたので、全員異議なく原案のとおり決定すべきものとして決定をいたしました。

また、議案第49号、上天草市立図書館条例の一部を改正する条例の制定についての、上天草市立中央図書館の地番変更に伴う改正についても、全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定をいたしました。

次に、議案第50号、平成25年度上天草市一般会計補正予算第1号については、まず健康福祉部所管について、委員より、生活保護システム委託料について質疑があり、執行部より、現在、電算により生活扶助を積算しているが、生活保護制度が改正され、生活扶助の基準がことし8月から見直されることに伴い、システムの改修を計上したとの説明がありました。

委員より、制度改正により扶助にどのような影響があるのかと質疑があり、執行部より、扶助については今年の8月から平成27年度までの3年間で段階的に見直しが行われ、国が示している具体例では、平成27年度時点で60代の単身世帯であれば都市部で2,000円減額、町村部で1,000円増額の試算が示されているとの説明がありました。

次に、教育部所管について、委員より、維和小学校屋内運動場改修についての質疑があり、執行部より、屋内運動場の外壁が崩れたため、平成25年度の当初予算に外壁工事全体の2分の

1を計上していたが、平成24年度の国の補正予算により、残り2分の1についての国庫補助の財源措置があり、全体の工事が可能となったため、計上したとの説明がありました。

また委員より、高額紙幣対応券売機、自走式ロータリーモアの購入について質疑があり、今までの指定管理者により修理を何度も行ってきている。券売機については、施設の機能の一部として設置してあり、市のほうで購入するとの説明がありました。

このように、所管部門の予算について質疑し、詳細な説明を受け、委員会では全員異議なく原案のとおり可決するものとして決定をいたしました。

以上が、文教厚生常任委員会で審議した内容でありますので、よろしく御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

また、文教厚生常任委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることを決定いたしましたことも御報告いたします。

なお、閉会後に所管課より次の項目について報告がありましたので、お知らせいたします。

福祉課から、上天草市地域福祉計画及び上天草市地域福祉活動計画の策定について、健康づくり推進課から第2期上天草市健康づくり推進計画についての説明がありました。

また、上天草総合病院から、上天草総合病院事業予算の繰り越しについては、今後、委員会に随時報告するとの説明がありました。

以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。よろしく御審議のほどをいただきまして、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

12番、田中万里君。

○12番（田中 万里君） これは議案に提案されていなかったもので、委員会の中でもどういう取り扱いになるかと思っておりましたが、私が本会議で病院の繰越明許費について質疑をいたしました。所管外でさまざまな委員会でも各課から報告が行われていたのは、今の委員長報告でわかりましたが、その部分について、病院側からは何も説明はございませんでしたでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 勝毅君） ただいまの報告事項のほうで申し上げましたが、上天草総合病院事業の予算の繰り越しについては、これまで委員会のほうに報告をするのが適当であると思いますけれども、今回はその説明をしていなかったということの謝りと、今後、随時そうした事態が生じた場合は、委員会のほうに報告をいたしますという説明がございましたので、御了承をいただきました次第でございます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これで委員長報告を終わります。

それでは、議案第50号、平成25年度上天草市一般会計補正予算第1号を除く議案について、

これより討論に入ります。

討論の通告がっておりますのでこれを許します。

6番、宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 議案第46号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論をします。

今回の税改正は一部資産割がなくなり下がる世帯もあるとはいえ、ほとんどの世帯で上がることとなります。一般質問でも取り上げましたが、加入者からは今でも負担が重い、引き下げてほしいという声が聞かれます。これ以上の引き上げはさらに滞納を生み、病院にかかりたくてもかかれなくなり、重症患者をふやすことになりかねません。今、市がすべきことは基金を取り崩したり、一般財源の無駄を省いて、繰り入れをふやして市民の負担を軽くすることです。経済状況も一向によくない中、市民の暮らし第一で市政運営すべきだと考えます。

よって、この議案には反対いたします。

○議長（堀江 隆臣君） それでは、賛成討論はございませんか。

8番、高橋君。

○8番（高橋 健君） 賛成討論を行います。

市民の負担を伴うことではございますが、今の国保財政及び上天草市の現状を考えると、今の国の法律の中では、これは当然のことだと私は考えます。現在、一般会計から繰り入れしていること自体が私は整合性がないと思いますし、公平ではないと考えております。

今から我々議員が求められるのは、こういう臭い物にもふたをせずに、しっかり市民にも協力していただくことを説明するというのが我々議員の役目だと考えております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 反対討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） それでは、その他討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論は終わります。

ただいま委員長より報告がありました案件について、順次採決を行います。

まず、議案第46号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第47号、上天草市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第48号、上天草市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第49号、上天草市立図書館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第4 議案第50号 平成25年度上天草市一般会計補正予算（第1号）

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第4、議案第50号、平成25年度上天草市一般会計補正予算第1号を議題といたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

議案第50号、平成25年度上天草市一般会計補正予算第1号を採決いたします。

本件に対する所管の各委員長報告は可決です。各委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決いたしました。

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第5、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

諮問第1号を採決いたします。

本件は諮問のとおり異議なく答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は異議がない旨答申することに決定いたしました。

日程第6 同意第2号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（堀江 隆臣君） 日程第6、同意第2号、上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

同意第2号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定いたしました。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時09分

日程第7 議案第52号 上天草市一般職の職員等の給料の臨時特例に関する条例の制定について

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第7、議案第52号、上天草市一般職の職員等の給料の臨時特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 追加議案書1ページをお願いいたします。

上天草市一般職の職員等の給料の臨時特例に関する条例の制定について。今回の提案は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、国に準じて必要な措置を講ずるよう国から要請があり、あわせて給与費にかかわる地方交付税が減額されることから、一般職の職員、市長、副市長、教育長の給料を減額するものでございます。

議案の詳しい内容及び提案理由につきましては、所管部長が説明いたします。議員の皆様方におかれましては御審議いただきまして、御承認賜りますようお願い申し上げます。

今回の給与カット条例については、そもそも地方自治法の侵害であるということを熊本県市長会、あるいは全国市長会でも申し述べております。しかしながら、復興財源への予算の充当、並びに国全体としてするというのを踏まえて、我々としてはそういう決断をして、上程させていただいたところでございます。御審議いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、執行部より議案内容の説明を求めます。

総務企画部長。

○総務企画部長（坂中 孝臣君） 議案書第1ページでございますが、第1条、趣旨でございます。上天草市一般職の職員の給与に関する条例等の特例を定めるものでございまして、対象は一般職の職員、市長、副市長、教育長となっております。

期間は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間でございます。

第2条、一般職の職員の給料の額の特例におきましては、一般職員の給料月額減額率を下段の表のとおり、職務の級または号給の区分に応じて定めるものでございます。

第3条及び第4条におきましては、市長、副市長及び教育長の給料月額減額率を定めたものでございます。

提案理由といたしましては、平成25年7月から平成26年3月までの間、一般職の職員等の給料を減額するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を得る必要がございますので、御審議いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 本件について、質疑はございませんか。

6番、宮下君。

○6番（宮下 昌子君） このことについては、大体平均でどれぐらいの削減になるのかと、総額でどれぐらいになるのかというのを教えていただけますか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（坂中 孝臣君） 上天草市の場合は、平均の削減率が5.26%でございます。

それと、削減額でございますけれども、市長、副市長、教育長まで含めましたところで約4,864万円。その内訳といたしまして、市長、副市長、教育長で約175万円、一般職職員の総額で約4,689万円、合計額は約4,864万円となります。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、これをもって質疑を終わります。

それでは討論に入ります。

討論はございませんか。

6番宮下君。

○6番（宮下 昌子君） 私は、この議案第52号、上天草市一般職の職員等の給料の臨時特例に関する条例の制定についてを反対の立場から討論いたします。

今質問いたしました、相対的な額としては4,864万円の減ということですが、上天草市において、市役所は働く人たちの大きな職場でもあります。その職場で、これまでも相次ぐ給与引き下げが実施されています。さらに、ことし4月からは窓口業務の民間委託による非正規雇用までも生み出しています。公務員の給与引き下げは地域の購買意欲そのものが落ちていき、地元の商店の皆さんにも大きく影響してきます。また、地域賃金のもとにもなっており、さらに地場産業の給与引き下げにもつながりかねません。今回は、特に給与削減分の地方交付税を減らすという国のやり方は完全に間違っています。

以上の理由で、この議案については反対いたします。

○議長（堀江 隆臣君） 賛成討論ございますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） ほかに討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

それでは、議案第52号を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決いたしました。

日程第8 議案第53号 あらたに生じた土地の確認について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第8、議案第53号、あらたに生じた土地の確認についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 議案書の3ページをお願いいたします。

議案第53号、あらたに生じた土地の確認について。姫戸地区永目埋め立て造成事業に伴い、平成25年5月17日に竣工認可を受けました姫戸町永目地区の埋め立て造成に関し、あらたに生じた土地を確認するには、地方自治法第9条の5第1項の規定により、議会の議決を得る必要があります。

議案の詳しい内容及び提案理由につきましては所管部長が説明いたします。

皆様方におかれましては、御審議いただきまして御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、執行部より議案内容の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（楠本 金生君） おはようございます。

議案書3ページ及び説明資料1ページと2ページをお開きください。議案第53号、あらたに生じた土地の確認について説明いたします。

上天草市の区域内に、公有水面の埋め立てにより港湾区域と一般公共海岸にあらたに次に掲げる土地を生じたため、確認するものでございます。

港湾区域が上天草市姫戸町姫浦字濱3555の15、3555の2地先並びに字濱3552の2、字日守3393の5、3391の1、3388の2、3390の1、3390の2、3384及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路地先公有水面埋め立て1万1,710.68平方メートル。上天草市姫戸町姫浦字日守3390の2、3384に隣接する道路地先公有水面埋め立て125.07平方メートルでございます。

次に、一般公共海岸が上天草市姫戸町字日守3384、3383、3380、3379の2、3379の1、字石崎3359の3、3359の1、3362、3357の1、3357の2及びこれらの区域に隣接介在する道路地先公有水面埋め立て1万6,399.58平方メートル。また、これらの区域に隣接介在する道路地先公有水面埋め立て3,476.29平方メートルでございます。

提案理由といたしましては、上天草市の区域内にあらたに生じた土地を確認するには、地方自治法第9条の5第1項の規定により、議会の議決を得る必要がございます。これが、議案を提出する理由でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 本件について、質疑はございませんか。

5番、田中辰夫君。

○5番（田中 辰夫君） 質疑ではございませんが、数字の確認です。一般公共海岸が今の説明によりますと小数点以下が58になっておりますが、こちらの説明資料によりますと35になっていると思います。この違いは何だったのか、どちらが本当なのか、御確認をお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（楠本 金生君） 済みません。58が正解でございます。訂正させていただきます。
済みません。よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、これで質疑を終わります。
これより討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論を終わります。
それでは、議案第53号を採決いたします。
本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決いたしました。

日程第9 議案第54号 字の区域の変更について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第9、議案第54号、字の区域の変更についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。
市長。

○市長（川端 祐樹君） 議案書の5ページをお願いいたします。

議案第54号、字の区域の変更について。先ほどの第53号に伴い、あらたに生じた土地により字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を得る必要があります。

議案の詳しい内容及び提案理由につきましては所管部長が説明いたしますので、皆様方におかれましては、御審議いただきまして御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、執行部より議案内容の説明を求めます。
建設部長。

○建設部長（楠本 金生君） 次に、議案第54号、字の区域の変更について説明いたします。

公有水面埋め立てにより、あらたに次に掲げる土地を生じたため、上天草市の字の区域を次のとおり変更するものでございます。

港湾区域が、上天草市姫戸町姫浦字濱3555の15、3555の2地先並びに字濱3552の2、字日守3393の5、3391の1、3388の2、3390の1、3390の2、3384及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路地先公有水面埋め立て1万1,710.68平方メートル。また、上天草市姫戸町姫浦字日守3390の2、3384に隣接する道路地先公有水面埋

め立125.07平方メートルでございます。

一般公共海岸が、上天草市姫戸町姫浦字日守3384、3383、3380、3379の2、3379の1、字石崎3359の3、3359の1、3362、3357の1、3357の2及びこれらの区域に隣接介在する道路地先公有水面埋め立て1万6,399.58平方メートル。また、これらの区域に隣接介在する道路地先公有水面埋め立て3476.29平方メートルでございます。

編入する字は、上天草市姫戸町姫浦字日守でございます。

提案理由といたしましては、上天草市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法260条第1項の規定により、議会の議決を得る必要がございます。

これが、議案を提出する理由でございます。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 本件について、質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、これで質疑を終わります。

それでは、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論を終わります。

議案第54号を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決いたしました。

日程第10 同意第3号 上天草市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（堀江 隆臣君） 日程第10、同意第3号、上天草市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 議案書の7ページをお願いいたします。同意第3号、上天草市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

上天草市固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、今回の選任から委員の数を4名から3名に変更いたし、その3名について住所、氏名、生年月日、職業を述べさせていただきたいと思っております。

まず、一人目が上天草市大矢野町登立6486番地1、成田好、昭和29年1月25日生まれ、現在農業に従事して、元市職員、総務課長歴任でございます。

次に、上天草市松島町合津3443番地1、小山勝徳、昭和17年5月2日生まれで、現在無職です。長年にわたり金融機関に従事されております。

最後に、上天草市龍ヶ岳町大道3703番地、杉田良一、昭和26年11月18日生まれ、無職で、元市職員でございます。

以上、今回新たに選任する者3名で、任期は平成25年7月1日から平成28年6月30日までの3年間でございます。

提案理由といたしまして、固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得て選任する必要がございます。

これがこの議案を提出する理由でありますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件について質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、これで質疑を終わります。

討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

同意第3号を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定いたしました。

日程第11 同意第4号 上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（堀江 隆臣君） 日程第11、同意第4号、上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 議案書8ページをお願いいたします。同意第4号、上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

次の者を上天草市教育委員会委員に任命するに当たり、議会の皆様の同意を求めるものでございます。

今回、同意を求める者は、住所、上天草市大矢野町登立363番地1、氏名、藤本敏明、生年月日、昭和22年9月14日、現在65歳でございます。

経歴につきましては、藤本氏は大矢野町の出身で、地元の小中学校を卒業、市外の高校、大学へと進学いたしております。

卒業後は小中学校の教諭として学校教育に携わり、平成12年4月から4年間登立小学校校長、その後、平成16年4月から4年間大矢野中学校校長を歴任し、その後、上天草市教育委員会にて学校教育指導員として従事しております。

登立小学校時代には、学力偏差値を49から56へ上昇させ、また大矢野中学校時代は平成18年度、平成19年度ともに野球部その他各運動部を全国大会出場などに導いております。

以上のように、学校教育に関する豊富な経験と高い見識を有しており、人格が高潔、同氏が教育委員として適任であると判断しているところでございます。

提案理由といたしましては、教育委員の任命に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がございますので、皆様方におかれましては御審議頂きますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件について質疑はございませんか。

15番、渡辺君。

○15番（渡辺 勝也君） ただいま教育委員の任命ということで上がっておりますが、先般、控室のほうで田中勝毅議員からその人物の評価、人望的なものがわからないという指摘の意見がありました。我々、当然、大矢野出身の議員さん方が一番わかっておられるだろうということで、何となく責任を感じておりました。提案をされたことに対して我々は異議はございませんが、議員の中から意見が出ておりましたので、承認することに私個人としては何ら異存はございませんが、今後、そういうどうしても大矢野以外の議員さん方にはわからない部分がございますので、十分に市長並びに副市長に、チェックという言葉の表現は悪うございますが、十分に配慮しながら、そして今の大矢野中学校の危機的状況を何としてでも抜け出すことができるように、ひとつ側面から御指導願いながら、この人事に対して我々は同意をしようかと、かように思っているところでございますので、一応田中議員の質問にもありましたように、そういう人物的なところもございまして、ひとつ御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

6番、宮下君。

○6番（宮下 昌子君） 私は、この同意第4号、上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、同意できないという反対の立場から討論をいたします。

私は、現場の先生方などからいろいろこの方のお話はこれまでも何度かお聞きしております。先ほど、控室のほうでは、市長から教育長にということでしたが、教育長になるべき方は、やはりまずは現場の先生方から信頼のおける方が適任ではないかと思っておりますので、これまでのいろいろ経過をお聞きしましても、私は適任であるとは思えませんので、反対したいと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） それでは、賛成討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） その他討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ討論を終わります。

それでは、同意第4号を採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は同意することに決定いたしました。

日程第12 発議第3号 上天草市議会議長等の議員報酬の特例に関する条例の制定について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第12、発議第3号、上天草市議会議長等の議員報酬の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（何川 雅彦君） 発議第3号、上天草市議会議長等の議員報酬の特例に関する条例の制定について。上記の議案を会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。平成25年6月21日、上天草市議会議長堀江隆臣様。

地方交付税の減額措置に対応するため、市議会議員報酬を時限的に減額する必要がある。これがこの議案を提出する理由である。内容につきましては、先般、全員協議会で説明しておりますので、割愛させていただきます。

どうか御賛同賜りますよう、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 本件について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

それでは、発議第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決いたしました。

日程第13 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第13、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

各委員長から、お手元に配付しております申出書のとおり、所管事項について閉会中の継続審査及び調査の申し出がございます。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

引き続きまして、まずは表彰を行いたいと思います。事務局より説明をさせます。

○議会事務局長（山下 正君） 全国市議会議長会から表彰状が届いております。堀江議長と新宅前副議長に対して、議長、副議長4年以上ということでの表彰です。

それと、議員歴15年以上といたしまして、田中勝毅議員、渡辺勝也議員、桑原千知議員に表彰状のが来ております。

これから伝達式を行いますので、よろしく願いいたします。

新宅議員、前のほうにお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 表彰状。上天草市新宅靖司殿。あなたは市議会正副議長として4年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがございますので、第89回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。平成25年5月22日、全国市議会議長会会長佐藤祐文。代読でございます。おめでとうございます。（拍手）

○議会事務局長（山下 正君） 田中勝毅議員、前のほうにお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 表彰状。上天草市田中勝毅殿。あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがございますので、第89回定期総会に当たり、本

会表彰規定により表彰いたします。平成25年5月22日、全国市議会議長会会長佐藤祐文。
代読でございます。おめでとうございます。（拍手）

○**議会事務局長（山下 正君）** 渡辺勝也議員、お願いします。

○**議長（堀江 隆臣君）** 表彰状。上天草市渡辺勝也殿。以下同文でございます。おめでとうございます。（拍手）

○**議会事務局長（山下 正君）** 桑原千知議員、お願いします。

○**議長（堀江 隆臣君）** 表彰状。上天草市桑原千知殿。以下同文でございます。おめでとうございます。（拍手）

○**議会事務局長（山下 正君）** 新宅議員、10年表彰もございますので、もう一度お願いします。

○**議長（堀江 隆臣君）** 表彰状。上天草市新宅靖司殿。以下同文でございます。おめでとうございます。（拍手）

○**議会事務局長（山下 正君）** 次は、議長への伝達となります。

○**副議長（津留 和子君）** 表彰状。上天草市堀江隆臣殿。あなたは市議会正副議長として4年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第89回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。平成25年5月22日、全国市議会議長会会長佐藤祐文。

○**議長（堀江 隆臣君）** ありがとうございます。（拍手）

以上で、本定例会に提出されました議案は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成25年第4回上天草市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時41分